

令和4年10月4日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

提出者 舞鶴市議会議会運営委員会

委員長 伊藤 清美

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により
提出します。

(別紙)

市議委第 3 号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表市民文教委員会の項中「7 人」を「6 人」に改め、同表予算
決算委員会の項中「26 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。

提案理由

議員定数の改正に伴い、委員定数を改めたいので提案する。